

# No. 6

平成29年第4回

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

# 目 次

- 認定第 1 号 平成 28 年度戸田市一般会計歳入歳出決算認定について…別冊 No. 1-1
- 認定第 2 号 平成 28 年度戸田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 3 号 平成 28 年度戸田市中心企業従業員退職金等福祉共済  
事業特別会計歳入歳出決算認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 4 号 平成 28 年度戸田市市民医療センター特別会計歳入歳出  
決算認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 5 号 平成 28 年度戸田市交通災害共済事業特別会計歳入歳出  
決算認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 6 号 平成 28 年度戸田市海外留学奨学事業特別会計歳入歳出  
決算認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 7 号 平成 28 年度戸田市火災共済事業特別会計歳入歳出決算  
認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 8 号 平成 28 年度戸田市介護老人保健施設事業特別会計歳入  
歳出決算認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 9 号 平成 28 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計  
歳入歳出決算認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 10 号 平成 28 年度戸田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定  
について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 11 号 平成 28 年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計  
歳入歳出決算認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 12 号 平成 28 年度戸田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出  
決算認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 13 号 平成 28 年度戸田市在宅介護支援事業特別会計歳入歳出  
決算認定について……………別冊 No. 1-2
- 認定第 14 号 平成 28 年度戸田市水道事業会計決算認定について…………… 別冊 No. 2

認定第15号	平成28年度戸田市下水道事業会計決算認定について……………	別冊 No. 2
報告第11号	平成28年度決算における健全化判断比率の報告について……………	1頁
報告第12号	平成28年度戸田市水道事業会計決算における資金不足比率の報告について……………	2頁
報告第13号	平成28年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足比率の報告について……………	3頁
議案第56号	戸田市犯罪被害者等支援条例……………	4頁
議案第57号	戸田市印鑑条例の一部を改正する条例……………	6頁
議案第58号	戸田市地域交流センター条例の一部を改正する条例……………	8頁
議案第59号	戸田市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	9頁
議案第60号	戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例の一部を改正する条例……………	11頁
議案第61号	戸田市営住宅条例の一部を改正する条例……………	12頁
議案第62号	指定管理者の指定について……………	14頁
議案第63号	平成28年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	15頁
議案第64号	平成28年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	16頁
議案第65号	平成29年度戸田市一般会計補正予算（第5号）……………	別冊 No. 8
議案第66号	平成29年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）……………	別冊 No. 8
議案第67号	平成29年度戸田市介護保険特別会計補正予算（第1号）……………	別冊 No. 8
議案第68号	平成29年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）……………	別冊 No. 8

報告第11号

平成28年度決算における健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成28年度決算における健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— ( 11.87 )	— ( 16.87 )	3.8 ( 25.0 )	40.4 ( 350.0 )

備考 括弧書は早期健全化基準を示す。

平成29年8月25日提出

戸田市長 神 保 国 男

報告第12号

平成28年度戸田市水道事業会計決算における資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成28年度戸田市水道事業会計決算における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

(単位：%)

資金不足比率
—
( 20.0 )

備考 括弧書は経営健全化基準を示す。

平成29年8月25日提出

戸田市長 神 保 国 男

報告第13号

平成28年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成28年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

(単位：%)

資金不足比率
—
( 20.0 )

備考 括弧書は経営健全化基準を示す。

平成29年8月25日提出

戸田市長 神 保 国 男

## 議案第56号

### 戸田市犯罪被害者等支援条例

#### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、埼玉県、警察その他の関係機関並びに犯罪被害者等の支援を行う公共的団体及び民間の団体をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者及び市内において組織する団体をいう。

#### (基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、日常生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行わなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携協力を図るものとする。

#### (市民等の責務)

第5条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(市民等の理解の増進)

第7条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の重要性等について市民等の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第8条 市は、犯罪被害者等の支援活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、活動に必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(意見の聴取)

第9条 市は、市が実施する犯罪被害者等の支援が適切に実施されるよう、犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴くものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、犯罪被害者等が適切な支援を受けられるよう、相談、情報の提供その他の犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するため、研修その他の必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年12月1日から施行する。

平成29年8月25日提出

戸田市長 神 保 国 男



議案第57号

戸田市印鑑条例の一部を改正する条例

戸田市印鑑条例（昭和57年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「民間事業者」を「市長又は民間事業者」に改める。

第5条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第8条の見出しを「(印鑑登録証)」に改め、同条第1項中「とだ市民カード（以下「市民カード」を「印鑑登録証（以下「印鑑登録証」に改め、同条第2項中「市民カード」を「印鑑登録証」に改め、同条第3項中「第1項の市民カード」を「印鑑登録証」に改める。

第9条の見出し中「市民カード」を「印鑑登録証」に改め、同条第1項中「市民カード」を「印鑑登録証」に、「汚染又はき損した」を「汚損し、又は毀損した」に改める。

第10条を削る。

第11条中「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同条を第10条とする。

第12条第1項を次のように改める。

印鑑の登録を受けている者が、次の各号のいずれかに該当したときは、市長に申請しなければならない。

- (1) 印鑑の登録を廃止しようとするとき。
- (2) 登録印鑑を亡失したとき。
- (3) 印鑑登録証を亡失したとき。
- (4) 印鑑登録証の登録番号が判読できなくなったとき。

第12条第2項中「前項の印鑑登録の廃止申請等」を「第1項の規定による申請」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（同項第3号を除く。）の規定による申請をするときは、印鑑登録証を市長に返還しなければならない。

第12条を第11条とする。

第13条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1項の規定による申請があったとき。

第13条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「第5条第1号」を「第5条第1項第1号」に改め、同号を同項

第4号とし、同項中第6号を第5号とし、同条第2項中「前項第4号から第6号まで」を「前項第3号から第5号まで」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「市民カード」を「印鑑登録証」に改め、同条を第13条とする。

第15条第1項中「第7条第3号」を「第7条第1項第3号」に改め、同条を第14条とする。

第16条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「市民カード」を「印鑑登録証」に改め、同条第3号中「市民カードが、汚染又はき損している」を「印鑑登録証が、汚損し、又は毀損している」に改め、同条を第15条とし、第17条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の戸田市印鑑条例の規定によりとだ市民カードの交付を受けている者は、改正後の戸田市印鑑条例の規定により印鑑登録証を交付されたものとみなす。

(戸田市手数料条例の一部改正)

- 3 戸田市手数料条例（昭和41年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第21項中「とだ市民カード」を「印鑑登録証の」に改める。

平成29年8月25日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第58号

戸田市地域交流センター条例の一部を改正する条例

戸田市地域交流センター条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 上戸田地域交流センターの附属施設として、上戸田地域交流広場を戸田市上戸田2丁目18番1号に設置する。

第13条第1項に次のただし書を加える。

ただし、別表第1に掲げる施設以外の施設の使用料は、無料とする。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

平成29年8月25日提出

戸田市長 神 保 国 男

## 議案第59号

戸田市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

戸田市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「主任介護支援専門員（）」の次に「介護支援専門員であって、」を加え、「者であって、当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したものを（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員には、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号。以下「平成29年改正省令」という。）附則第2条第1項及び第2項の規定により介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員に該当することとなる者並びに平成29年改正省令附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる平成29年改正省令による改正前の介護保険法施行規則第140条の6第1号イ（3）（平成29年改正省令附則第3条の規定による改正前の介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第3条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する主任介護支援専門員を含むものとする。

（戸田市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 戸田市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

平成 29 年 8 月 25 日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第60号

戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例の一部を改正する条例

戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例（平成27年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表備考第5項中「附則第5条、附則第5条の4及び附則第5条の4の2」を「附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年8月25日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第61号

戸田市営住宅条例の一部を改正する条例

戸田市営住宅条例（平成9年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「昭和26年建設省令第19号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。

第13条第1項中「公営住宅法施行規則第10条」を「省令第11条」に改める。

第14条第1項中「公営住宅法施行規則第11条」を「省令第12条」に改める。

第15条第1項ただし書中「による」の次に「報告の」を加え、同条に次の1項を加える。

4 市長は、市営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の省令第8条で定める者に該当する者に限る。第33条第4項において同じ。）が次条第1項に規定する収入の申告をすること及び第38条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条で定めるところにより、第38条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の省令第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事情に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第16条第2項中「公営住宅法施行規則第8条」を「省令第7条」に改める。  
第33条に次の1項を加える。

4 市長は、市営住宅の入居者が第1項の規定に該当する場合において第16条第1項に規定する収入の申告をすること及び第38条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第15条第4項の規定及び第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第8条第3項で定めるところにより、第15条第4項の省令第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第35条第1項中「第33条第1項」を「第4項並びに第33条第1項及び

第4項」に改める。

第38条第1項中「、第33条第1項」を「若しくは第4項、第33条第1項若しくは第4項」に改める。

第41条中「、第33条第1項」を「若しくは第4項、第33条第1項若しくは第4項」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第42条中「、第33条第1項」を「若しくは第4項、第33条第1項若しくは第4項」に、「第11条」を「第12条」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の公布の日から平成30年3月31日までの間における改正後の戸田市営住宅条例第15条第4項の規定の適用については、同項中「第5条の2第1項」とあるのは、「第5条の2」とする。

平成29年8月25日提出

戸田市長 神 保 国 男



議案第62号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
戸田市立介護老人保健施設
- 2 指定管理者候補者の名称  
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬5850番地  
医療法人健秀会
- 3 指定する期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで  
平成29年8月25日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第63号

平成28年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成28年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金472,119,861円を、以下のとおり積み立てることについて議会の議決を求める。

平成28年度 戸田市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金		資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金			
当年度末残高	9,510,493,515		560,363,993	472,119,861
議会の議決による処分額	減債積立金の積立	0	0	△ 171,621,467
	自己資本金の組入	271,621,467	0	△ 271,621,467
処分後残高	9,782,114,982		560,363,993	(繰越利益剰余金) 28,876,927

平成29年8月25日提出

戸田市長 神保国男

議案第64号

平成28年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成28年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金85,785,759円を、以下のとおり積み立てることについて議会の議決を求めらる。

平成28年度 戸田市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金		資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金			
当年度末残高	4,036,318,359	0	291,412,540	85,785,759
議会の議決による処分額	減債積立金の積立		0	△ 22,068,093
	自己資本金の組入		63,717,666	△ 63,717,666
処分後残高	4,100,036,025		291,412,540	(繰越利益剰余金) 0

平成29年8月25日提出

戸田市長 神保国男